

「林野火災注意報」

「林野火災警報」

の運用を開始しました

対象区域内での

火の使用が制限

されます

1月から5月の林野火災多発期に発令基準を満たした場合、林野火災注意報や林野火災警報を発令します。発令されている場合は比企広域消防本部管轄の対象区域内での火の使用が制限されます。林野火災警報発令中に火の使用制限に従わない場合は、罰則が適用されることがあります。

詳しくは裏面をお読みください。

林野火災注意報や林野火災警報発令時に制限される火の使用例



2025年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を受け、国が検討した結果、一定の気象条件に達した場合、「林野火災注意報」や「林野火災警報」を発令し、防火指導の強化や火の使用制限を徹底することが必要とされました。

問い合わせ：比企広域消防本部 予防課 TEL 0493-23-2268

林野火災注意報・警報の発令と火の使用制限について

1月1日～5月31日に、発令基準を満たした該当市町村に対して林野火災注意報及び林野火災警報を発令し、対象区域での火の使用が制限されます。

	林野火災注意報	林野火災警報
発令基準	(以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合) ① 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下 ② 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表	(林野火災注意報の発令基準に加え 強風注意報が発表されている場合)
対象区域	管轄市町村※の木竹が密集して生育している場所(森林法第2条) ※管轄市町村(東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村)	
周知方法	比企広域消防本部(ホームページ、住民向け災害情報メール)、消防車両による巡回広報	比企広域消防本部(ホームページ、住民向け災害情報メール)、各自治体(防災行政無線、防災メール等)、消防車両による巡回広報
火の使用制限対象	右記の火の使用制限に従うよう努めなければなりません。	<u>林野火災警報発令中は以下の使用制限に従わなければなりません。</u> ・山林、原野等において火入れをしないこと。 ・屋外において、花火(がん具用を含む。)を行わないこと。 ・屋外において、火遊び又はたき火をしないこと。 ・屋外において、爆発しやすい物や落ち葉などの燃えやすい物の近くで喫煙をしないこと。 ・屋外において、たばこの吸いがらや灰を捨てる際は、火が確実に消えていることを確認し、処理すること。
解除基準	発令基準に該当しなくなった場合	
罰則	—	30万円以下の罰金又は拘留 【消防法第44条第18号】

林野火災警報発令時に対象区域で制限される火の使用例
「屋外において裸火を使用し、火の粉が飛散する行為」が対象



制限の対象とならない火の使用の一例 ※2



※1 伝統行事や地域行事であっても、裸火で火の粉が飛散する行為は制限対象となります。

※2 火の粉が飛散しない形態の火を使用する製品等(バーベキュー台、七輪、ガス器具など)を、それぞれの使用方法に従い使用する場合は、制限の対象となりません。

消防署への届出について (火災と紛らわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書【火災予防条例第45条】)

火災と見間違えるような「煙」や「火」が出る行為を行う場合は、あらかじめ管轄の消防署へ届出が必要です。
※届出は許可ではありませんので届出を行うことにより警報発令中の火の使用制限が免除されるものではありません。

詳しくはこちら

